

3 月 1 5 日（第 3 日）

3月15日（火）第3日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
5 番	美 濃 英 俊	6 番	古 居 俊 彦
7 番	長 坂 実 子	8 番	岡 野 数 正
9 番	平 川 博 之	10 番	酒 永 光 志
11 番	沖 也 寸志	12 番	沖 元 大 洋
13 番	上 松 英 邦	14 番	浜 西 金 満
15 番	山 本 一 也	16 番	吉 野 伸 康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明 岳 周作	副市長	土手 三生
教育長	小野藤 訓	総務部長	山本 修司
企画部長	奥田 修三	危機管理監	佐野 数博
市民生活部長	江郷 壺行	福祉保健部長	仁城 靖雄
産業部長	泊野 秀三	土木建築部長	水頭 顕治
教育次長	山井 法男	消防長	丸石 正男
企業局長	躍場 克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野 圭一
議会事務局次長	長原 範幸

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第3号	専決処分の報告について（江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の変更について）
日程第3	議案第2号	令和4年度江田島市一般会計予算
日程第4	議案第3号	令和4年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第4号	令和4年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第5号	令和4年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
日程第7	議案第6号	令和4年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算

日程第 8	議案第 7 号	令和 4 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算
日程第 9	議案第 8 号	令和 4 年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第 10	議案第 9 号	令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第 11	議案第 10 号	令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第 12	議案第 11 号	令和 4 年度江田島市交通船事業特別会計予算
日程第 13	議案第 12 号	令和 4 年度江田島市水道事業会計予算
日程第 14	議案第 13 号	令和 4 年度江田島市下水道事業会計予算
日程第 15	発議第 1 号	ロシアのウクライナ侵攻に対し、即時に攻撃停止と無 条件撤退を求める決議（案）の提出について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。

令和 4 年第 2 回定例会も本日が最後でございます。どうか最後まで御協力のほど、よろしく願いいたします。

ただいまから、令和 4 年第 2 回江田島市議会定例会 3 日目を開きます。

ただいまの出席議員は 16 名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第 1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は通告書の順に行います。

5 番 美濃英俊議員。

○5 番（美濃英俊君） おはようございます。インターネット中継御覧の方々にもおはようございます。ありがとうございます。

今日も暖かくなって春ですねっていう感じです。もう 1 週か 2 週間もすれば桜もきれいな季節になるかと思っております。

そんな中、ロシア、ウクライナ侵攻あって誠に遺憾と思っております。本当に市民の方、国民の方、また世界の人の声がプーチン大統領に本当に届いているのであろうか、そんなことを思いながらちょっと今日の質問に移らせていただこうと思います。

さて、私から 2 項ほどの質問です。

まず 1 つ、市民アンケート、パブリックコメントを市民に求めている事案が結構あると思います。そういったアンケートやパブリックコメント、市民の意見をどのように扱われているのか、どのように施策に反映されているのかを伺います。

続いて、古鷹山の切串側の麓にある尾鷹の広場、現在桜の木が植樹され、植樹者の名板が設置されていて、これからの季節が楽しみなところです。ただ、一緒にドライブに連れて行ってくれた江田島の在住のおじさんがですね、思いと違うような形になっていると、そういうような話があったのであえて伺います。尾鷹の広場はどのような目的で造られたものか、また今後の活用方針をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいま美濃議員から 2 項目、3 点の御質問を頂きました。順にお答えをさせていただきます。

初めに、1 項目めの市民アンケート、パブリックコメントについてお答えをさせてい

ただきます。

まず、市民アンケートは、市民の皆様の御意見をアンケート形式で頂くものでありまして、実施機関が必要に応じて行う任意の取組でございます。アンケート結果は性別、年齢別等に分類をし、データ化した情報を基に施策を構築していく際の参考として活用するものでございます。

次に、パブリックコメントは市の基本的かつ重要な政策などを策定する過程において、その趣旨や内容等を広く公表いたしまして、市民等からの意見または提案を求めるものでございます。市が定める計画の策定、市民生活、または事業生活に重大な影響を与える条例の制定、改廃などを行う際にパブリックコメントを実施することとしております。

手続については、パブリックコメント手続実施要綱に定めておりまして、実施機関は寄せられた御意見等を参考に条例や計画等を策定しております。例えば、過疎地域持続的発展計画においては、パブリックコメントで頂いた、市内に進出したＩＴ企業と連携し、ＩＣＴ教育などを推進してはどうかという御意見を踏まえまして、計画にＩＴ企業等の地域の人的資源を活用という内容を盛り込んでおります。また、海ごみの削減を計画に盛り込めないかという御意見も踏まえ、廃棄物処理の項目に海ごみの流出防止や清掃、回収活動を追記しております。

このように、これらの御意見については、反映できるものはそれぞれの条例や計画の内容に反映し、具体的な施策を推進しております。

次に、２項目めの尾鷹の広場についてでございます。

まず１点目の尾鷹の広場は、当初どのような目的で造られたのかについてでございます。

江田島町の古鷹山の林道沿いにあります尾鷹の広場は、昭和５３年の古鷹山山林大火災の復旧事業といたしまして、防火帯を兼ねた林道切串線を施工する際に、山を切り崩し、平地としたものでございます。なお、この復旧事業では、江田島町内外のたくさんの皆様からの寄附金により緑化の推進がされております。合併前は、同広場で江田島観光まつりや古鷹山ウォーキングフェスティバルなど、交流の輪を広げる場としてイベントも開催されておりました。

次に、２点目の今後の活用方針についてでございます。

平成３０年の７月豪雨災害では、林道切串線も大きな被害を受けました。その復旧の完成に合わせて、海上自衛隊第１術科学校、幹部候補生学校の職員、生徒の皆さんや江田島警察署の職員の皆さん、そして特定非営利活動法人古鷹フレンドシップクラブの皆さんが無償で林道沿いの樹木の伐採、剪定、清掃などの整備を実施していただきました。その際に、被害を受けた桜の木の代わりに苗木や、朽ちた木製の標柱の代わりに、アルミ製の新しい標柱も寄附してくださいました。現在は、ひろしまの森づくり事業の一環といたしまして、野登呂山森保全の会や沖美町地域再生会議と同様、古鷹フレンドシップクラブの皆さんに江田島市との縁づくりを育めるような記念植樹、また樹木の剪定や除草など、広場の整備を行っていただいております。

こうした取組を通して、市民の皆様がお花見などを楽しめる、またすばらしい眺望が楽しんでもいただける広場となり、今後も市民の皆様の憩いの場として利用していただ

るように維持管理をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 御答弁ありがとうございました。このたび、このような質問をさせていただいた意図を先にお伝えしておきます。今後、市長がおっしゃられていた、よく市政の方針とかでお話しされていることなんですが、江田島市政において市民の方々にもっと協力していただき、共に江田島市の将来をつくっていきましようということをよくおっしゃられております。これを実現していくには執行部の方ももっと市民の声を広く大切に扱っていただかないと難しいのではと思う、そのような思いからこの質問させていただいております。

まず、2項の尾鷹の広場について再質問させていただきます。

こちらは市民の協力を既に得て、伐採などをしてもらっている具体例です。まさに市長のおっしゃられる、協力して江田島の将来をつくっていきましようという例になると思います。私もすばらしい行為だと思っております。ただ、今後も市民の憩いの場として利用していただけるようにってところがあるのですが、古鷹山においては広島方面から本当、多くの方が登山客として訪れております。そういった思いから登山客にも気を配った整備を心がけていただきたい。これは私、個人的に思いましたけども、また一緒に行った、先ほどお話しした江田島町在住のおじさん、その方もおっしゃっていたんですが、もうちょっと何かよくならんかなってような思いがありました。これは私たち市民が登山客に誇れて、もっと私たちが人を連れて行きたいっていう、そういう思いから出た言葉だと思います。例えば尾鷹の広場に限りませんが、施設の老朽化があるとか、倒木が放置されたままの状態が見受けられます。特に尾鷹の広場に関してはもともと水道が整備されていたり、トイレがあるのですが、トイレがぼっとな便所であったりですね、私でさえちゅうちょするぐらいのトイレ、そういったのをちょっと見直していただけないかというのが1つあるのと、市民の活動に支えられているとはいえ、市政がちょっとこれサポートする必要があるんじゃないか、そんな思いからこういった質問させていただいております。そういったところに関してはいかがなものでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 尾鷹の広場に限らず、江田島六峰山頂や登山道周辺の観光関連施設の適切な維持管理の問題と、それから周辺の倒木の処理についての御質問だと受け止めさせていただきました。その前にですね、江田島六峰周辺の登山関連施設の環境整備に対しまして、既に様々な形で多くの皆さんに御協力を頂いて整備しております。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。そして、これからもよろしくお願いいたします。

それではまず、江田島六峰山頂周辺や、それから登山道周辺ですね、観光関連施設の維持管理についての問題なんですけども、これにつきましては清掃の委託や修繕等、適宜実施しているところでございます。そして、今議員がおっしゃったとおりですね、利用者にとっては和式のくみ取りトイレは使いにくいものであるというふうに私も思い

ます。しかしながら、トイレの水洗化につきましては、山頂付近で相当量の水を確保しなければならないという問題があります。そして、やはりコスト面、なかなか100万程度でできるものじゃなくて、どうしてもウン百万というお金がかかってしまいます。この2つの課題がございますので、この2つの課題が解決できるまではですね、やはり清掃やらくみ取りを随時管理を続けて継続してまいりたいと、そのように思っております。

また、周辺の倒木処理につきましては、実態把握しながら、ひろしまの森づくりの交付金を活用しまして、計画的に対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。今後もっとよくなるように、本当にみんなで協力して誇れる環境、お客様に来てくださって簡単に言えるように威張って言えるような環境づくりを共につくっていただけるようによろしくお願いいたします。

続いて、1項目めの市民アンケート、パブリックコメントについて再質問させていただきます。

しつこいようですけれども、この質問がここにいらっしゃる執行部の方々、もっと市民の声を大切に意識して扱ってほしいという思いから質問させていただいております。その思いに基づき、数点質問させていただきます。市長答弁とかぶるところもありますが、再度よろしくお願いいたします。

まず、市民の皆様の御意見を伺う手法として、アンケートやパブリックコメントを実施されていると思いますが、それぞれの手法の長所と短所、どのように認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） アンケート方式における長所短所等の質問にお答えいたします。

アンケート方式の長所といたしましては、多くの方から御意見を頂けること、世代、性別、地域別などに分類して回答の傾向が分析しやすいことにあります。他方、回答の意図や思いなど、より掘り下げた御意見を拾いにくいという短所もございます。

次に、パブリックコメントなんですが、これはより深い内容の御意見を頂けるという長所がある反面、一般的な御意見かどうかの判断が難しいという欠点があると、このように考えて対応しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。分かりました。

では、そのほかに市民の皆様の御意見を伺うために実施されているような手法はございますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 市民の意見を伺うための手法ということです。

そのほかの手法といたしましては、計画を策定する際に関係する方々へのヒアリング、

それからそういった関係者を集めたグループインタビュー、また、設定されたテーマについて市民の皆様に話し合ってくださいますワークショップといった手法を取っている計画もございます。また、日々の業務を進める中でも直接市民の方から様々な声を伺うことがあります。そういった声もしっかり計画のほうに反映するように対応しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 分かりました。市としては様々な手法で市民の皆様の声を聴いている、そのスタンスはすごく理解しました。

それでは、そもそものところに立ち戻ります。このように行政が政策を推進するに当たって、市民の皆様から御意見を伺うのは、狙いはどこにあるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 狙いってところの質問だと思います。当然に行政の仕事は市民の皆様の暮らしを良いものにする、このために仕事を行っております。江田島市に住まれる方々が何を望まれて、何に困っているのかを十分に把握する必要があると思います。そういった意味で様々な手法を考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。江田島に住まれる方が何を望まれ、何に困っているか、確認するということでしょうか。

それを踏まえてですね、アンケートについて具体例を挙げてちょっと再度伺います。

つい先日なんですが、第2次江田島市環境基本計画（案）、そういったことに対する意見を募集されておりました。パブコメの募集ですね。その内容において、環境基本計画の中に本市の環境に対する意見を把握し、新たな環境基本計画への反映及び計画を策定するための基礎資料とするため、アンケートを実施したと書かれています。まさに先ほど部長がおっしゃられたとおりだと思います。その調査において、アンケートの内容、それをちょっと発表したいと思います。

調査において、市民の満足度という項目があります。その中で、あまり満足していない、満足していない、そういった割合をちょっと抽出してワースト5、それを取り上げますと、1番が道路環境の整備、2番が川や海の周辺の整備環境、3番目に多かったのがまちの清潔さ、4番目に町並みの美しさ、そのような結果になっております。あと5番目、公園の整備状況、それがワースト5です。続いて関心のあるベスト3、川や水のきれいさ、空気のきれいさ、道路環境の整備、そういう順番になっておりました。そのアンケートに対する資料のまとめの中には、市民の満足度で見ると、川や海岸の整備や町並み、道路環境、公園などの空間についてはそこまで高くなっていません。そういった一文のみ載っております。そして続いて、前年度、前回の計画の進捗課題があって、このたび、今度新たな計画案ですね、その重点プロジェクト、順番に並べますと、市民一人一人の関心、行動を高める環境教育の推進、2番目に出てるのが、きれいな海を育むための廃棄物等流出防止の推進、3番目に出てますが、地球温暖化防止に向けた取

組と地域振興の両立と続いております。ちょうどですね、昨日質問されていた、岡野議員が質問されていた道路状況のことであったり、公園のことであったりですね、ちょうど本当に不満なところ、きっちり出ていると思います。ただ、それが次のプロジェクトには反映されてないであるとか、アンケートのまとめに対してもきっちり出てないと、それはちょっとどうなのかなと感じたので、改めて皆さんに聞いていただいたところですよ。

施策を構築していく際の参考として活用とおっしゃられたところに関しているんですが、実際どうお考えなのか、いかがなものでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） このアンケート調査における市民満足度と関心度については御指摘のとおりです。環境基本計画の目的は、環境の保全等に関するさらなる取組についても推進するためのもので、その方向性を示すものです。またこの計画は、第2次江田島市総合計画や国や広島県の環境基本計画との整合も図っています。策定に当たっては、アンケート調査のほか、環境問題に関する国際社会及び国内の動向の分析、環境に対する取組を行っている市内の各種団体、例えばですね、江田島市公衆衛生協議会ですとか、そういった団体、こういった方へのヒアリング調査なども実施しております。これらを総合的に勘案した上で、市役所内での庁内会議と学識経験者などで構成される江田島市環境審議会、これらで協議を経て策定し、先般計画案についてパブリックコメントも実施したところです。この計画に基づいて各種施策に取り組んで計画の進行、管理については、環境基本計画の庁内会議と環境審議会において進捗状況の点検、評価を実施いたしまして、必要に応じて見直しをすることとしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 執行部の意図も十分承知しております。市民の声、アンケート等、それだけじゃないっていうのもすごく分かりますし、それを拾って全て実現化する、そういうことは難しいことだなとはすごく思っております。ただ、アンケートを実施して、皆さん市民の方をお願いして書いてもらっているものですよね。恐らくそうなる、そうであると思うんです。その中でそういった寄せられた市民の声に対して回答があまりにちょっと不十分で失礼なんじゃないかな、そんな気が私はしております。アンケートの結果と異なる施策、執行部の考えている事情の説明が十分なされていないんじゃないかなと。市民が不平不満というかですね、執行部に対する信頼、そういったものを失う原因でないか、そう思います。もう完全に溝ができる原因になるんですよ。市民の声がこうなっている、だけど何も返答もなしに違う施策を行う。それは非常にちょっと残念でならない、そう思います。実際アンケート何のために行った。そんな思いになるのかもしれないことかなと思っております。このたびね、これちょっとたまたま直近だったので例に挙げさせていただきましたけども、割とそういった傾向非常に強いんですよ。一言添えるだけで随分市民の考えも変わるかなとは思っているんですが、いかがなものかなと僕も思うところです。それで具体例で取り上げさせていただいたのですが、パブリックコメントにおいてもですね、割と丁寧に答えられているケースと答えられて

ないケースっていうのが見受けられます。ホームページでパブリックコメント提出意見と市の考え方、そういったものを載せていただいております。それは丁寧にパブリックコメントにあったことと、それに対する市の回答、あんなほどと、納得いくものになっております。アンケート結果に対しても同じような、何となく、市民が納得できるような対応ができないものかな、そんな気がしておるのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） そうですね、アンケート調査の結果に対する回答は今のところはしていないんです。パブリックコメントについての回答は個別で、個別というのは質問ごとの回答をしております。アンケート調査の回答はないんですけども、アンケート調査のことにつきましては、計画に載せております。それを納得しないという御意見ももちろんございます。先ほども申し上げましたように、アンケート調査がそのまま鏡のように映らないという計画は多うございます。全然アンケート調査を無視しているわけではないんです。十分参考にはさせていただいております。その上で、ほかの団体とかヒアリング調査もしながら、特にこの環境基本計画におきましてはですね、国や広島県の環境基本計画と整合性を取るというところがあるので、江田島市のアンケート調査は道路が多いんですけども、それを一番にということではできませんでした。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 本当、おっしゃることすごく分かるんです。ただ、市民の声に対して実施しろというわけではないんですね、僕。ただ、その結果に対して何かしらの回答をしないと、結果を無視して勝手にやりよるというふうに見受けられるんじゃないかな、そんな気がしてしょうがないんですよ。アンケートなかなかね、どう言っているか、まとめると、本当、数字で出てますよね、市民の声の多くの数字だっていうのが。それは実施は別の項目でやるとしてもですね、何かしらのメッセージを出すべきじゃないかなというのが正直なところです。私の思いです。私も実際、このたびパブリックコメント書きましたけれども、アンケートに対して全く回答がないのに意見ください。それが例えばアンケートの結果に対してはこのような思いなんです、このたびはこういう施策を市は打ちますっていう一言があれば、全然違った感情でその施策を受け止めれるといいますか、こういった手法でもいいです。文脈の中で少し工夫が欲しいっていうのが本音です。アンケートちょっと熱くなりましたけど、市民の声なんですよね。アンケート。パブリックコメントにしてもそうだと思うんです。ただ、パブリックコメントは1名の声、それに対してはどうこうですっていう簡単に回答できると思います。アンケートは割とまとまった声なので。それに対することは何かしらのメッセージ出していきたいなという思いです。市民の声に返答やね、説明もなく政策を進めていくということは我々議会の不信であったり、行政の不信であったり、そういったところに、本当、つながってくると思うんです。少しでもいいから何かしらのメッセージを出せるよう努力、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、5番 美濃議員の一般質問を終わります。

日程第 2 報告第 3 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 2、報告第 3 号 専決処分の報告について（江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第 3 号 専決処分の報告について（江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の変更について）でございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、協定金額の変更について専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） それでは、報告第 3 号につきまして御説明をいたします。

議案書 2 ページに専決処分書を、3 ページに参考資料を添付しております。3 ページの参考資料によりまして御説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

1、協定の目的及び 2、協定の方法につきましては変更はございません。3、協定金額でございます。協定金額は変更前が 2 億 7, 000 万円で、令和 3 年 3 月 16 日に議決をいただいております。このたび、協定金額を 2 億 5, 931 万円に変更するものでございます。

4、協定の相手方及び 5、工期につきましては変更はございません。

変更の理由でございます。工事費の精算に伴う事業費の精査の結果、日本下水道事業団との協定金額に差額が生じたものです。

1 ページをお願いいたします。

専決処分年月日でございます。専決処分年月日は令和 4 年 2 月 28 日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第 3 号の報告を終わります。

日程第 3 議案第 2 号 ～ 日程第 14 議案第 13 号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第 3、議案第 2 号 令和 4 年度江田島市一般会計予算から、日程第 14、議案第 13 号 令和 4 年度江田島市下水道事業会計予算までの 12 議案を一括議題といたします。

本 12 議案について、酒永光志予算審査特別委員長の報告を求めます。

酒永光志委員長。

○予算審査特別委員長（酒永光志君） おはようございます。予算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

令和4年3月15日、江田島市議会議長 吉野伸康様。

江田島市議会予算審査特別委員会委員長 酒永光志。

予算審査特別委員会報告をいたします。

本委員会は、令和4年第2回江田島市議会定例会本会議第1日目において、付託された議案について、特別委員会を総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会に分割し、2月28日、3月1日に総務文教分科会、3月2日から4日まで産業厚生分科会を開会し、慎重に審査をした結果、個別意見、要望事項を付して賛成多数で決したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

まず、審査の結果について申し上げます。

議案第2号 令和4年度江田島市一般会計予算から、議案第13号 令和4年度江田島市下水道事業会計予算までの12議案については、賛成多数により、原案のとおり可決いたしました。

報告書2ページを御覧ください。

次に、2、審査の概要について申し上げます。

本委員会に付託された予算の審査に当たっては、本予算に組まれた事務事業が、各行政分野に適切に配分され、かつ、地域的な均衡が図られているかどうかの主眼を置き、地方自治法第97条第2項に規定されている長の提案権を侵害しないよう十分配慮し、議決権の範囲内で慎重に審議を行いました。

次に、3、審査意見について申し上げます。前段部分は省略させていただきます。

予算の執行に当たっては、審査の過程で出された各分科会からの個別意見に十分留意され、本市総合計画に掲げる「協働と交流で創りだす『恵み多き島』えたじま」の実現に向け、限られた予算で最大限の効果を上げるべく、全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上を審査意見といたします。

なお、各分科会から提出された4の個別意見、要望事項につきましては、次に記載してあるとおりでございますので、今後の予算及び行政執行に反映していただくことを要望し、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（吉野伸康君） これをもって、酒永光志予算審査特別委員長の報告を終わります。

本12議案についての委員長の報告は、意見をつけ、可決すべきであるとするものでございます。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものでございます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第2号 令和4年度江田島市一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度江田島市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和4年度江田島市港湾管理特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号 令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 令和 4 年度江田島市交通船事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度江田島市下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 発議第1号

○議長(吉野伸康君) 日程第15、発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に対し、即時に攻撃停止と無条件撤退を求める決議(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに、提出者から趣旨説明を求めます。

上松英邦議員。

○13番(上松英邦君) 発議第1号。

令和4年3月15日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 上松英邦。

賛成者 江田島市議会議員 平川博之。

賛成者 江田島市議会議員 山本一也。

賛成者 江田島市議会議員 沖也寸志。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

ロシアのウクライナ侵攻に対し、即時に攻撃停止と無条件撤退を求める決議(案)の提出について。

江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

提案理由。ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、明白な国連憲章違反と認められるため、即時に攻撃停止と無条件撤退し、国際社会の一員として恒久平和の実現に寄与することを求めることについて、議会の議決を求める。

内容については別紙のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和４年第２回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 １０時５３分）

地方自治法 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江 田 島 市 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員